

常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金申請の手引き

○ リフォーム工事の定義

リフォーム工事とは、住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等
(火災、風水害、震災、その他の自然災害による場合を除く)

○ 補助対象住宅

- ・市内に所有する個人住宅
- ・市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分

○ 補助対象工事（次の全てに該当）

- ・消費税を除いた工事費が20万円以上のリフォーム工事
- ・市内施工業者が施工するリフォーム工事
市内施工業者＝市内に住所及び事業所を有する個人事業主又は市内に本店
又は本社を有する法人
- ・交付決定後に着工し、翌年3月末日までに完了するリフォーム工事

○ 補助金の額

区 分	額
20万円以上100万円未満	10%以内の額（千円未満切り捨て）
100万円以上	10万円以内

○ 申請者の要件（次の全てに該当）

- ・市民であること。
- ・補助対象となる住宅の所有者であり、かつ居住していること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・過去にこの補助を受けていないこと。（補助は、当該住宅につき1回）
- ・市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

○ 申請手続き

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）を記入し、添付書類を添え、申請者又は代理人が常陸大宮市商工観光課へ提出してください。
- ・ 申し込みは、4月1日以降に受け付けます。
- ・ 申し込みは、到着順に処理され、予算額に達した際に締め切る場合があります。
- ・ 郵送でも受け付けますが、到達日翌日の処理となります。
- ・ 申請書は、常陸大宮市役所商工観光課にあります。

「申請書郵送先」

〒319-2292

常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市役所商工観光課

「問い合わせ先」

52-1111（内線275）常陸大宮市役所商工観光課

○ 補助金の申請・実績報告

補助金の申請	住宅リフォーム資金補助金交付申請書（様式第1号） 添付書類 ・ 工事の見積書の写し ・ 建築基準法上の許可が必要な場合はその写し ・ 当該住宅の案内図及び現況写真 ・ 設計書等の図面
実績報告	住宅リフォーム資金補助金実績報告書（様式第5号） 添付書類 ・ 工事の請求書の写し ・ 工事の領収書の写し ・ 写真（着工前、中間、完成） 住宅リフォーム資金補助金請求書（様式第6号）

工事完了から20日以内または、当該年度末のいずれか早い日までに実績報告書を提出願います。

職員が現地調査を行う場合があります。

○ その他

- ・ 併用住宅の工事であって建物全体の工事の場合、補助金額の計算は個人住宅部分による按分計算になります。